

2021年9月14日

各 位

不動産投資信託証券発行者
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人
代表者名 執行役員 山本 晋
(コード番号：3278)

資産運用会社
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 田島 正彦
問合せ先 レジデンシャル・リート本部
企画部長 山本 晋
TEL：03-5157-6011

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2021年10月27日に開催する本投資法人の第7回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- (1) 安定した賃貸収益の獲得と資産規模の着実な成長の実現を目指すという本投資法人の投資方針に照らし、最適な投資対象を選別する観点から、本投資法人が主として投資する不動産関連資産の主要な用途を居住用施設及びヘルスケア施設のみとするため、投資態度に関する規定を変更するものです（現行規約第30条第1項関係）。
- (2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです（現行規約第35条第1項第6号及び同項第9号関係）。
- (3) 上記の他、条文の整備、規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正等を行うものです。

（上記(1)に記載の投資態度に関する規定の変更の詳細については、添付資料1「投資方針の変更について」を、規約変更の詳細については、添付資料2「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

提案の理由は以下のとおりです。

- (1) 執行役員山本晋及び奥田かつ枝の両名は、2021年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2021年11月1日付で新たに執行役員1名（候補者：川島哲）の選任をお願いするものです。
- (2) 執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年11月1日付で新たに補欠執行役員1名（候補者：山本晋）の選任をお願いするものです。
- (3) 監督役員千葉理、小川聡及び岩尾總一郎の3名は、2021年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2021年11月1日付で改めて監督役員3名（候補者：千葉理、小川聡及び宇都宮啓）の選任をお願いするものです。

（役員選任の詳細については、添付の「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

2021年 9月 14日	投資主総会提出議案承認の役員会
2021年 10月 1日	投資主総会招集のご通知の発送（予定）
2021年 10月 27日	投資主総会開催（予定）

以 上

添付資料1 投資方針の変更について

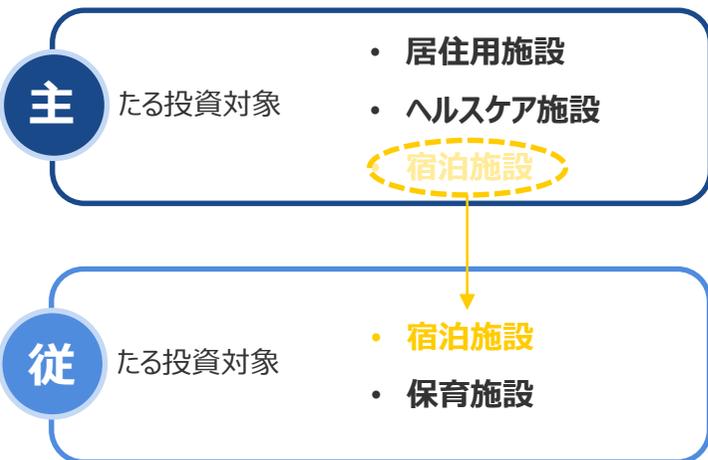
添付資料2 第7回投資主総会招集ご通知

*本投資法人のホームページアドレス：<https://www.kdr-reit.com/>

投資方針の変更について

- ポートフォリオ構築方針において、主たる投資対象を居住用施設及びヘルスケア施設のみとし、**宿泊施設の位置づけを主たる投資対象から従たる投資対象へ変更**
- 居住用施設及びヘルスケア施設を中心に、安定収益の獲得と持続的な資産規模の成長を目指す

投資方針の変更



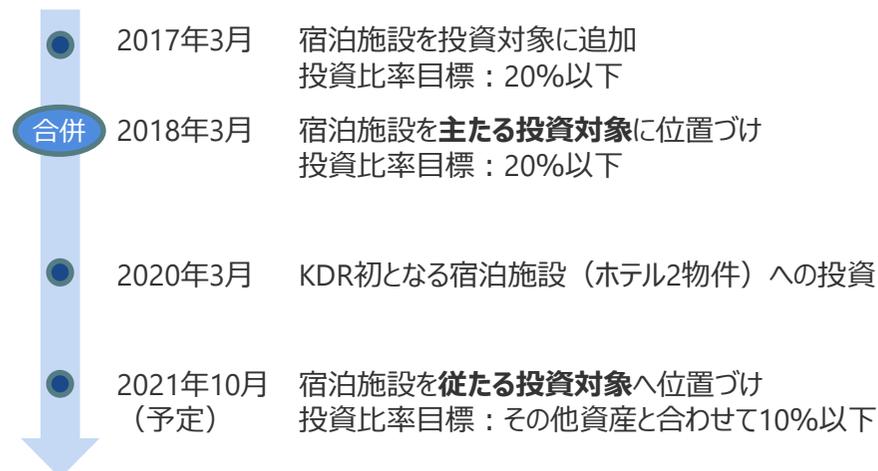
運用ガイドラインにおける投資比率の目標

現行		変更後		現状
用途	比率	用途	比率	比率
居住用施設	60%以上	居住用施設	60%以上	76.4%
ヘルスケア施設	30%以下	ヘルスケア施設	30%以下	21.8%
宿泊施設	20%以下	その他 (宿泊施設・ 保育施設・底地)	10%以下	1.8%
その他 (保育施設・底地)	10%以下			

変更の背景

- ◆ 当初、安定収益獲得と資産規模拡大を目的として宿泊施設への投資を企画したものの、活況を呈する売買市場において、成長に資する物件の継続的な取得が実現できておらず、また、直近においては、コロナ禍の影響を踏まえて投資検討自体を見合わせている。
- ◆ 今後、コロナ禍の収束により宿泊施設の収益性は回復すると考えられるが、引き続き、景気の変動やコロナ禍のような突発的な外的ショックによる収益変動リスクは相対的に大きなアセットであるとの認識。一方で、居住用施設とヘルスケア施設は底堅い実需を裏付けとして、コロナ禍においても安定した収益性を有している。
- ◆ 安定性を重視したポートフォリオ構築を進めるにあたり、今般、宿泊施設への投資の優先順位を下げ、今後は居住用施設、ヘルスケア施設の2つのアセットを中心に、より一層の安定性の向上と資産規模成長の実現を目指す。

宿泊施設の位置づけ



投資主各位

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人
執行役員 山本 晋

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況に鑑みまして、投資主の皆様におかれましては、本投資主総会へのご来場をお控えいただくことをご推奨申し上げます。

当日ご来場いただかない場合は、書面によって議決権を行使することができます。その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2021年10月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2021年10月27日（水曜日）午後2時00分
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野ビルディング4階 イイノホール&カンファレンスセンター Room A1+A2+A3
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページに掲載いたしますのでご了承ください。
本投資法人のホームページ（<https://www.kdr-reit.com/>）
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、今回は開催しないこととしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

本投資法人は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ & A」（その後の修正を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

<投資主の皆様へのお願い>

- ・本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。投資主の皆様のご安全確保・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、本投資主総会へのご来場をお控えいただくこと及び同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な対応をとるため、当日の会場では、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・役員、補欠役員候補者及び総会運営スタッフは、マスク等を着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の投資主様におかれましては、マスク等をご着用の上で会場へお越しいただき、会場受付でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口での体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱や咳などの症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会への入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・上記の他、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更等を行う可能性がございます。その場合につきましては、その旨のお知らせを本投資法人のホームページ（<https://www.kdr-reit.com/>）に掲載いたしますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 安定した賃貸収益の獲得と資産規模の着実な成長の実現を目指すという本投資法人の投資方針に照らし、最適な投資対象を選別する観点から、本投資法人が主として投資する不動産関連資産の主要な用途を居住用施設及びヘルスケア施設のみとするため、投資態度に関する規定を変更するものです（現行規約第30条第1項関係）。
- (2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです（現行規約第35条第1項第6号及び同項第9号関係）。
- (3) 上記の他、条文の整備、規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第30条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人が主として投資する不動産関連資産（第31条第4項に定義する。以下同じ。）は、不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が(i)居住用施設、(ii)ヘルスケア施設（病院等のメディカル施設を含む。）又は(iii)宿泊施設である不動産関連資産とする。</p> <p>2.～4. （記載省略）</p> <p>第35条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. (1)～(5) （記載省略）</p> <p>(6)有価証券（第31条第3項及び第31条第4項第4号、第7号及び第8号に掲げるもの） 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7)～(8) （記載省略）</p>	<p>第30条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人が主として投資する不動産関連資産（第31条第4項に定義する。以下同じ。）は、不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が居住用施設又はヘルスケア施設（病院等のメディカル施設を含む。）である不動産関連資産とする。</p> <p>2.～4. （現行どおり）</p> <p>第35条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. (1)～(5) （現行どおり）</p> <p>(6)有価証券（第31条第3項及び第31条第4項第4号、第7号及び第8号に掲げるもの） 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格のない株式等は取得原価により評価する。</p> <p>(7)～(8) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(9)デリバティブ取引に係る権利 (第31条第4項第10号及び第11号に定めるもの)</p> <p>①<u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u></p> <p><u>当該金融商品取引所の最終価格（終値をいい、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいう。）に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>②<u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u></p> <p><u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p>	<p>(9)デリバティブ取引に係る権利 (第31条第4項第10号及び第11号に定めるもの)</p> <p>①<u>デリバティブ取引により生じる債権及び債務は時価により評価する。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(10) (記載省略)</p> <p>2. ～3. (記載省略)</p>	<p>②上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員山本晋及び奥田かつ枝の両名は、2021年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2021年11月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、2021年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2021年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
かわ しま てつ 川 島 哲 (1979年8月11日)	2006年4月	パシフィックマネジメント株式会社	0口
	2009年3月	パシフィックコマースナル株式会社	
	2010年12月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社	
	2011年9月	ケネディクス株式会社 戦略投資部	
	2017年2月	Kennedy Wilson Multifamily Management Group, LLC 出向	
	2018年8月	ケネディクス株式会社 事業開発部 担当部長	
	2019年2月	Kenedix Westwood, LLC President	
	2020年12月	ケネディクス株式会社 事業開発部 担当部長	
	2021年3月	ケネディクス不動産投資顧問株式会社 レジデンシャル・リート本部 副本部長	
	2021年8月	同社 レジデンシャル・リート本部長 (現在に至る)	

- ・上記執行役員候補者川島哲は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社のレジデンシャル・リート本部長です。
- ・上記執行役員候補者川島哲と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年11月1日付で新たに補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の選任日である2021年11月1日から、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである2023年10月31日までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2021年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
やま もと しん 山 本 晋 (1975年4月10日)	2002年4月	都市基盤整備公団	0口
	2005年4月	パシフィックマネジメント株式会社	
	2008年1月	ビジネスアンドアセットソリューション株式会社 (出向)	
	2009年3月	パシフィックインベストメント株式会社 ファンドオペレーション部 マネージャー	
	2011年1月	クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社 投資企画部 シニアマネージャー	
	2015年1月	ケネディクス不動産投資顧問株式会社 プライベート・リート本部 企画部 マネージャー	
	2017年3月	同社 レジデンシャル・リート本部 企画部長 (現在に至る)	
	2021年8月	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 執行役員 (現在に至る)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社のレジデンシャル・リート本部企画部長です。

- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、改めて当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員千葉理、小川聡及び岩尾總一郎の3名は、2021年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2021年11月1日付で改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、2021年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
1	ちば おさむ 千葉 理 (1963年10月24日)	1987年4月	三菱商事株式会社	0口
		2003年4月	最高裁判所司法研修所	
		2004年10月	弁護士登録(第二東京弁護士会所属)曙綜合法律事務所(現在に至る)	
		2006年10月	桐蔭横浜大学法科大学院客員教授	
		2010年4月	桐蔭横浜大学法科大学院准教授	
		2011年11月	ケネディクス・レジデンシャル投資法人 監督役員(現在に至る)	
		2016年6月	丸善食品工業株式会社 社外監査役(現在に至る)	
		2017年6月	株式会社イマジカ・ロボットホールディングス 社外取締役(現在に至る)	
		2020年4月	第二東京弁護士会 副会長	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
2	お がわ さとし 小 川 聡 (1965年10月24日)	1989年10月 1993年 3月 1998年 1月 1998年 4月 2011年11月 2014年10月 2015年12月 2017年 6月 2018年 9月	中央新光監査法人 公認会計士登録 小川公認会計士事務所設立 (現在に至る) 税理士登録 ケネディクス・レジデンシヤ ル投資法人 監督役員 (現在 に至る) 合同会社マーキュリーコンサル ティング 代表社員 (現在 に至る) 大江戸温泉物語株式会社 監 査役 (現在に至る) 大江戸温泉物語グループ株式 会社 監査役 大江戸温泉物語ホテルズ&リ ゾーツ株式会社 監査役 (現 在に至る)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
3	うつの みや おさむ 宇都宮 啓 (1960年9月28日)	1986年 4月 1986年 5月 1996年 6月 2002年 8月 2004年 7月 2009年 4月 2009年 9月 2012年 9月 2014年 7月 2016年 6月 2017年 7月 2018年 7月 2019年 7月 2019年10月 2020年 5月 2021年 6月	厚生省 技官 医籍登録 世界保健機関 (WHO) 西太平洋 地域事務局 (WPRO) (Manila) 技術移転課長 岡山県 保健福祉部長 厚生労働省 医政局 医事課 医師臨床研修推進室長 慶應義塾大学 医学部 客員 教授 (現在に至る) 厚生労働省 老健局 老人保 健課長 厚生労働省 保険局 医療課長 国立国際医療研究センター企画 戦略局長・国際医療協力局長 厚生労働省 成田空港検疫所長 厚生労働省 大臣官房 生活 衛生・食品安全審議官 厚生労働省 健康局長 厚生労働省 退官 医療法人社団健育会 副理事長 (現在に至る) 一般社団法人日本リハビリテー ション病院・施設協会 理事 (現在に至る) 公益財団法人日本建築衛生管 理教育センター 理事 (現在 に至る)	0口

- ・上記監督役員候補者3名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者千葉理及び上記監督役員候補者小川聡は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者千葉理及び上記監督役員候補者小川聡は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記監督役員候補者千葉理及び上記監督役員候補者小川聡が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、上記監督役員候補者宇都宮啓が監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

